

第四十六回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十七号

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事中川 俊思君 理事早稲田 祐三君

理事坂川 正吾君 理事久保田 豊君

理事中村 重光君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

岡崎 英城君 海部 俊樹君

神田 博君 田中 正巳君

田中 六助君 中村 幸八君

長谷川四郎君 南 好雄君

大村 邦夫君 加賀田 進君

沢田 政治君 楯 兼次郎君

藤田 高敏君 麻生 良方君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

通商産業政務次 竹下 登君

通商産業事務官 宮澤 鉄藏君

(大臣官房 参事 官)

通商産業事務官 山本 重信君

(通商局長)

工業技術院長 馬場 有政君

委員外の出席者

大蔵事務官 村井 七郎君

(大臣官房 財務 調査官)

専門 員 渡邊 一俊君

三月三十日

日本電気計器検定所法案(内閣提出 第一四九号)

同月二十八日

姫路皮革工業協同組合施設の近代化

に関する請願(田中武夫君紹介)(第

一六一七号)

物価安定等に関する請願(淡谷悠蔵

君紹介)(第一六六四号)

同(安宅常彦君紹介)(第一六六五号)

同(川俣清音君紹介)(第一六六六

号)

同(佐々木更三君紹介)(第一六六七

号)

同(島口重次郎君紹介)(第一六六八

号)

同外一件(千葉七郎君紹介)(第一六

六九号)

同(西宮弘君紹介)(第一六七〇号)

同(山中吾郎君紹介)(第一六七一

号)

同(米内山義二郎君紹介)(第一六七二

号)

同(日野吉夫君紹介)(第一七三二

号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一七三三

号)

同外三十九件(千葉七郎君紹介)(第

一七五五号)

同外一件(栗林三郎君紹介)(第一七

八一号)

同(華山親義君紹介)(第一八二四

号)

同外四件(山中吾郎君紹介)(第一八

二五号)

同(川俣清音君紹介)(第一八四三

電気工業登録制度の法制化に關する請願(海部俊樹君紹介)(第一六七三号) 奄美群島の電気事業に關する請願(伊東隆治君紹介)(第一七七八号) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

日本電気計器検定所法案(内閣提出 第一四九号)

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

昨三十日に付託になりました内閣提出の日本電気計器検定所法案を議題とし、まず通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。福田通商産業大臣。

日本電気計器検定所法案

日本電気計器検定所法

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 役員及び職員(第十一条―第二十二條)

第三章 業務(第二十三條―第二十五條)

第四章 財政及び會計(第二十六條―第三十四條)

第五章 監督(第三十五條・第三十六條)

第六章 雜則(第三十七條―第三十九條)

第七章 罰則(第四十條―第四十三條)

附則 第一章 總則

(目的)

第一条 日本電気計器検定所は、電

気の取引に使用する電気計器の檢定等の業務を行ない、もつて電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本電気計器検定所(以下「檢定所」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 檢定所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 檢定所は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 檢定所の資本金は、その設立に際し、附則第二条第一項及び第三項の規定により出資される額の合計額とする。

2 檢定所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払いもどし等の禁止)

第五条 檢定所は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 檢定所は、出費者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十七條第二項並びに第三十八條第一項及び第二項を除き、以下「出資者」といふ)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、檢定所その他の第三者に対抗することができない。

(定款)

第七条 檢定所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に關する事項

五 役員及び運営審議會その他の會議に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 財務及び會計に關する事項

八 公告に關する事項

2 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八条 檢定所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなればならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 検定所でない者は、日本電氣計器検定所という各称を用いてはならない。

(民法の適用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、検定所に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一条 検定所に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員)の職務及び権限

第十二条 理事長は、検定所を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して検定所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して検定所の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行なう。

(役員)の任期

第十四条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員)の欠格事項

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)

三 電氣計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

(役員)の解任

第十六条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなればならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の

各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ。

(役員等の地位)

第二十二條 検定所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三條 検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

一 電氣測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條第一項(取引用電氣計器の検定)の検定を行なうこと。

二 依頼に応じ、電氣の標準器又はその他の電氣計器の試験を行なうこと。

三 電氣計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行なうこと。

(代表権の制限)

第十八條 検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が検定所を代表する。

(代理人の選任)

第十九條 理事長は、理事又は検定所の職員のうちから、検定所の従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第二十條 検定所の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一條 検定所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の地位)

第二十二條 検定所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三條 検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

一 電氣測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條第一項(取引用電氣計器の検定)の検定を行なうこと。

二 依頼に応じ、電氣の標準器又はその他の電氣計器の試験を行なうこと。

三 電氣計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行なうこと。

(代表権の制限)

第十八條 検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が検定所を代表する。

(代理人の選任)

第十九條 理事長は、理事又は検定所の職員のうちから、検定所の従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第二十條 検定所の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一條 検定所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の地位)

第二十二條 検定所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三條 検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

一 電氣測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條第一項(取引用電氣計器の検定)の検定を行なうこと。

二 依頼に応じ、電氣の標準器又はその他の電氣計器の試験を行なうこと。

三 電氣計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行なうこと。

(代表権の制限)

第十八條 検定所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が検定所を代表する。

(代理人の選任)

第十九條 理事長は、理事又は検定所の職員のうちから、検定所の従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第二十條 検定所の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一條 検定所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が前条第一項第一号の検定の適正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができ。

(検定の実施)

第二十五條 検定所は、第二十三條第一項第一号の検定を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、同号の検定を行なわなければならない。

2 検定所は、第二十三條第一項第一号の業務を行なうときは、通商産業省令で定める資格を有する者に同号の検定を行なわせなければならない。

3 第二十三條第一項第一号の検定を行なう者は、この法律及び電氣測定法並びにこれらに基づく命令の規定並びに業務方法書に従つて、誠実にその職務を行なわなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度) 第二十六條 検定所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七條 検定所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八條 検定所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損

益計算書を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第二十九條 検定所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十四條 検定所は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十八條 検定所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 検定所は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を添附しなければならない。

(書類の送付)
第二十九条 検定所は、第二十七条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を投資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十条 検定所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 検定所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第三十一条 検定所は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

ればならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)
第三十二条 検定所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
(財産の処分等の制限)
第三十三条 検定所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)
第三十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、検定所の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督
第三十五条 検定所は、通商産業大臣が監督する。
2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第三十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に検定所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(報告及び検査)
第三十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、検定所に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に検定所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則
(出資者原簿)
第三十七条 検定所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込み又は給付の年月日
三 出資額
3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)
第三十八条 検定所は、解散した場合において、その債務を弁済しななお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。
2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、検定所の解散については、別に法律で定める。
(大蔵大臣との協議)
第三十九条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第七條第二項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十七條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の認可をしようとするとき。
二 第二十四條第二項、第三十三條又は第三十四條の通商産業省令を定めようとするとき。
三 第二十八條第一項の承認をしようとするとき。
四 第三十二條第一號の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則
第四十条 第二十一條の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第四十一條 第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検定所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした検定所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により通商産業大臣の認可を又は承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第八條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第二十四條第三項又は第三十五條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。
五 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を通用したとき。
第四十三條 第九條の規定に違反して日本電気計器検定所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十九條の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検定所に対する出資)
第二條 政府は、検定所の設立に際し、この法律の施行の際現に國が電気測定法第七條第一項の検定に關する業務の用に供している建物、機械設備その他の財産であつて、検定所がその業務を行なうのに必要と認められるものを出資の目的として、検定所に出資するものとする。

2 政府は、前項の規定による出資を除き、検定所に対して出資を行なわないものとする。
3 大正十年十月十一日に設立された社団法人日本電気協会(以下「協

会)は、前項の規定による出資を除き、検定所に対して出資を行なわないものとする。
3 大正十年十月十一日に設立された社団法人日本電気協会(以下「協

会」といふは、検定所の設立に際し、金銭又は建物、機械設備その他の財産を出資の目的として、検定所に出資することができる。

4 第一項又は前項の規定により出資の目的とする財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(検定所の設立)

第三条 通商産業大臣は、検定所の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、検定所の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、検定所の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、協会に對し、期間を定めて、その期間内に出資の申込みをすべき旨を通知しなければならない。

2 設立委員は、前項の出資の申込みがあつたとき(同項の期間内に)出資の申込みがないときは、その期間を経過したときは、通商産

業大臣に對し、設立の認可を申請しなければならない。

第六條 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府に對し出資の目的たる財産の給付を、同条第一項の出資の申込みがあつた場合においては協会に對し出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を附則

第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七條 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八條 検定所は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(債務の承継)
第九條 協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に關する件(明治四十四

年勅令第二百九十六号)第八條第一項(試験機関の指定等)の規定による試験に關する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に對し、通商産業省令で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に屬するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた場合において、附則

第五条第二項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する書類を添附してしなければならない。

3 前項に規定する場合には、通商産業大臣は、第一項の規定による申出に係る債務のうち検定所の承継すべき債務を指定して、附則第五条第二項の認可をしなければならない。

4 前項の規定による債務の指定があつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的たる財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時に於いて、検定所に承継されるものとする。

5 附則第二条第四項及び第五項の規定は、前項の債務の価額の評価に準用する。

6 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(非課税)
第十條 附則第二条第一項又は第三項の規定により出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)
第十一條 この法律の施行の際現に日本電気計器検定所という名称を用いている者については、第九條

の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

第十二條 検定所の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十三條 検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とする。

(電気測定法の一部改正)
第十四條 電気測定法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「電気計器ハ」の下に「主務大臣又ハ日本電気計器検定所ノ行フ」を加え、同条第二項中「及検定」を、検定及検定手数料に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ検定手数料ノ額ハ適正ナル原価ニ基キテ之ヲ定ム
日本電気計器検定所ノ検定ニ關スル処分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ對シ行政不服審査法ノ定ムル所ニ依リ審査請求ヲ為スコトヲ得

(登録税法の一部改正)
第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を、「高圧ガス取締法」の下に「日本電気計器検定所法」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十六條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十七條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「日本電気計器検定所」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

十八 日本電気計器検定所が直接電気測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條第一項に規定する検定の用に供する不動産

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

二十三 日本電気計器検定所が直接電気測定法第七條第一項に規定する検定の用に供する固定資産

(通商産業省設置法の一部改正)
第十九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項の表中「一一、

「六六八人」を「一一、二二三人」に、「二三、一五〇人」を「二二、七一四人」に改める。

理由

電気の取引に使用する電気計器の検定の効率的な実施を図るため、日本電気計器検定所を設立し、これに電気計器の検定、試験等の業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 日本電気計器検定所法案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

電気の公正な取引を確保するため、家庭用の電気メーターをはじめとする取引用電気計器につきましては、電気測定法に基づきまして一品ごとの検定を受けなければならぬこととなっております。現在、通商産業省工業技術院電気試験所がこの検定を行なっているわけであり、検定のため一品ごとの試験の実施は、特定のものに委託できることとなっており、現在、東京都及び社団法人日本電気協会がこの委託を受けまして、電気試験所とともに、検定のための試験を実施しているわけであり、

このように試験が三機関において実施されておりますために、設備の重複その他の弊害も生じてまいっており、年々増大の一途をたどり、かつ、その内容につきましても精密化、多様化の傾向を見せ、ますます電気計器の検定の一そうの充実をはかり、ためには、これらの機関を統合して、電気計器検定のための一元的機関を設置することが必要であるとの判断に

至つたものであります。また、科学技術会議の答申その他におきましても、このような定型的、大量、かつ機動性を要する業務は、国の試験所から分離して、特殊法人等に移すことが望ましいとの方向が示唆されております。

以上のような観点に立ちまして、電気試験所及び社団法人日本電気協会の検定部門を合体し、その資産、職員等を承継いたしまして、公正中立かつ能率的な運営が行なわれる特殊法人として日本電気計器検定所を設立し、電気計器検定の一元化をはかり、もって電気計器検定の効率的かつ近代的な体制を確立いたしたいと存じ、本法案を提出する次第であります。

次に、この法案の概要を御説明いたします。

第一に、日本電気計器検定所の資本金は、政府及び社団法人日本電気協会からの出資の合計額とし、いずれも現に検定等の用に供している資産を現物出資することとなっております。

第二に、検定所が行なう業務であります、その中心となりますものは、電気測定法に基づく電気計器の検定であります。このほか、検定と密接な関連を有する依頼試験、調査研究等を行なうことといたしております。

第三に、検定所は、通商産業大臣の監督を受けることとなりますが、この監督につきましても、役員の内命その他的人事面からする監督、業務方法書、監督命令等による業務に対する監督、予算、決算その他の財務会計上の監督等に関する規定を設けており、検定所の公正かつ堅実な運営をはかり得るものと確信しております。

以上のほか、設立手続、関係法規の改正等所要の規定を設けております。以上、この法律案の提案理由及びその概要を御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願いする次第であります。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

○二階堂委員長 内閣提出の日本貿易振興会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

○二階堂委員長 次に、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

○久保田(豊)委員 ジェトロについての直接の御質問もありませんけれども、主としてその前提としての貿易の問題について私はお伺いをいたしたいと思っております。

御承知のとおり、現在日本の経済で一番問題になっておる大きな問題点は、何と云っても国際収支の問題、この国際収支の一番要点になるものがいわゆる貿易外の經常収支の大幅赤字と

いうことにあることは、これは大臣も御承知のとおりであります。しかし、やはりこれを立て直していく一番根幹になるのは何かということになれば、貿易収支をどういうふうにしていくかということがやはり私は基本だと思っております。そこで当面の開放経済体制の中におきます貿易の問題について、輸出輸入その他の問題について、問題点をあげて御質問申し上げますから、大臣得意の、あつちでもよし、こつちでもよし、その場その場でうまくやっていますよという御答弁では困りますので、ひとつはつきり御答弁をいただきたい、こう思います。

そこで、第一にお伺いをいたしますが、政府の三十九年度の経済見通しによりますと、大体三十九年度の輸入を六十二億ドルに押える、こういふわけですか。ところで、これがはたして六十二億ドルに詰められるかということが第一の問題であります。御承知のとおり三十八年度は、政府の見通しを大幅に上回りました、輸入総額は大体五十九億ドル、その中で、通産省の試算によりますと三十八年度限りの臨時の、つまり輸入増分というものが、たとえば小麦であるとか砂糖であるとか、あるいは消費物資、こういう問題で大体四億から五億ドルくらいあるという見積りもりのようであります。それを引きまして、三十八年度は大体五十五億ドル見当のあれになるわけですか。要するに水準がそこまで上がっているわけですか。この水準から出発して、三十九年度を六十二億ドルという点に押えていくということになりますと、いろいろ政府は施策を講じておられますけれども、その前提としては、今年度の鉱工

業の伸び率を政府の予定しております九%から五%程度まで落とさなければ、この六十二億ドルのワクの中にはおさまらない、こういうふうに、私なりの詳しい計算もありませんけれども、大臣に御質問ですから、結論だけを申し上げる。ところが、実際にいまの国内の鉱工業の生産状態を見ますと、御承知のとおり特に石油部門であるとか、自動車部門であるとか、その他いろいろの日の当たる産業面ではまだ需要が相当盛んであります。決して国内需要は落ちておりません。しかも企業自体は非常に損益の分岐点が高くなっておりますから、操業を落とすわけにいかない。そうすれば利益が落ちてくる。しかも輸入の原材料の在庫率は昨年春れでもって七七・二、こういうふうに非常に低い水準です、もつとも一月、二月で相当の積み増しにはなっておりますけれども、これら状況からみると、私は輸入総額をこの開放体制下におきまして五十五億ドルのレベルから六十二億ドルのレベルに押えるというところは、よほど政府が思い切った政策をやらない限り困難じゃないかと思つて、この点についての政府側の見通しなりなんなりはどうなんでしょうか、この点を第一にお伺いしたいと思つております。

○福田(一)國務大臣 これは久保田委員も御案内のように、一つの見積りもりでございます、これはあなたからのお話も、私の御答弁申し上げるのも、一つの見積りもりということに相ならうかと思つて、これはどちらのほうが正確かということになりますと、一年たつてみないとわからないということになると思つております。しかし、政治を

やる上からいえば、一つの方向とか、そういう見積もりなしにやるということとはどういふことができるものではないかと思ふ。そこで、われわれがどう考えておるかということをお答えを申し上げてみたいと思ふ。

ただいま久保田委員が、ことしは輸入は五十九億ドルとおっしゃいましたが、私は少しふえるのではないかと思ふ。五十九億五千万ドルくらいに相ならうかと思ふ。そこで、いま久保田委員が仰せになりました砂糖の値上がりであるとか、小麦の輸入であるとかいう食糧関係、それから消費物資等の関係で、いわゆる臨時的なものとして三十八年度において一応臨時的なものとして見られておるのは、やはりお説のとおり三億五千万ドルくらいあります。四億前後、ということは、実際は普通の姿であれば五十六億ドルくらいになるであろうと思ふ。一方輸出のほうも見てみますと、これがまた当初の予定の五十五億ドルをだいぶ上回つて、ほとんど五十億ドルくらいになるであろう。いま数字が詰まらないところですからあれですが、大体同じレベルになつておる、こう見ておるわけでございます。

そこで今度は輸入のこの押え方でございますが、われわれとしては、製品在庫が御案内のとおり相当ふえておる。もちろん原材料在庫は七八%か七%でございますから低いレベルでございますが、製品在庫が相当ふえております。それに今度の公定歩合の引き上げ等々の引き締めをやりました関係上、企業のはうでも、大企業は昨年の七月ごろまでは設備投資を相当強くやってまいりましたが、八月から今

日、二月ごろまでの状況を見てみると、自動車と石油化学というような面の部分はかなり伸びておりますけれども、あとの部分は、実際は非常に大企業のほうが下がっております。前年同期に比して二〇%くらいずつ伸びておつたのが、自動車などを除きますと五%以下、非常に下がつてきておる。それに今度の公定歩合の引き上げ等のごとがございますが、経済関係で見ても、あまり物をよけいづくつても売れるかどうかという問題がかなりある。確かに設備が大きくなりましたから、その設備を動かさないと赤字になるということも事実なら、しかし設備を動かして品物が滞りまされてそれが売れなくなつたら、この赤字もたいへんでございます。そういうことから見ると、いままで設備をたごえは——これはたとえばの例であります、八五%動かしておつた、八五%を動かせば、たとえば一割とか一割五分の利益があったという場合に、八〇%にすれば一割しか利益があらぬという場合で、私は、その五%くらいはやはり稼働を減らすというよりな空気が出てくるかと思ふのであります。これは私は経営者として当然の措置であると思ふ。

そういうことを見ますと、来年の原材料の輸入の率の上がり方がかなり違つてくる。これは現実には、そうは言つても、機械をほとんど動かして仕事をやっていく段階ですぐには出てこない。四月、五月、六月、三月月ぐらいたつて、七月ごろになつてからだいたいの傾向が出てくるのじゃないか。しかも日銀においても、またわれわれもそう考へておりますが、今度の公定歩合の引き上げといふか、引き締

めは、その簡単に急にまたどんどんとへ戻すというふうなものでもないと思ふ。私は思つております。もちろんそういう時期がくれば戻しますが、見通しを言へと言われれば、これは相当長く続く。相当長く続いて、そういうふうな空気でずつとあらゆる面を通じて流れていくわけでありませう。経団連とかあるいは同友会とか、東京の商工会議所とか、いろいろなものがありますが、そういう面を通じて出ております。そうすると、原料面の輸入というものはかなり落ちつくのではないかと見通しをわれわれとしては持つておるのでありまして、その場合に鉄工業の生産を、九〇%では多過ぎるではないか、五〇%にしたらいいんじゃないか、こういうお話でございますが、まあまあこの程度の鉄工業の伸び率を見ておつても、大体五十六億ドルから六十二億ドルというところであれば、六億ドルの輸入増ということでは、これはパーセンテージにすれば一二%ぐらゐの増であります。その程度で押さえるのはいいか、こういう感じがしますが、あるいは少し無理が出て六十三億ドルになるかもしれない。これはどうもあまりはつきり申し上げるだけの見通しを私自身持つておるわけではありませぬので、これはむしろ企画庁の長官あたりが申し上げたほうがいいのではないかと思ふ。私としては、あるいはちよつとふえるのではないかと感じはございますが、大体のところはそれくらいで押えられると思ふ。ところが輸出のほうを見ますと、六十二億ドルといつておられますが、輸出のほうは割合に……(久保田(豊)委員「輸出のほうはまたあとで聞きます」

と呼ぶ) そういうことで、輸入は大体いま言つたように考へまして、いささか強含みにはなつても、大体その程度で押さえるのではないか、こういう見通しを立てておるわけでありませう。

○久保田(豊)委員 これは見通しの問題になりますから、おれのはどういふふうに見通しを立てておるといへばそれまでの話であります。しかしいまのようには大体五十六億ドル程度の水準から六十二億ドルということになりますと、その伸びの幅というものは非常に少ない。それに見合う日本の生産の伸び率というものを考へてみますと、政府の見通しのように九%ではとても無理だ。九%やるには、原材料の輸入の伸び率が、私の計算ではどうしても十億近くになります。これですと、五%ないし六%の間ということでおさまらざるを得ない。輸入を押さえていけばどうしても生産を落とさざるを得ない。伸び率を落とさざるを得ない。こういう情勢ではないかと思ふ。そうすると、かりに六%をいたしましても、この前の三十二年ですか、あのときの伸び率を見ますと一〇%でしよ。そうすると三十八年度の伸び率からいいますと一四、五%落とさなければならぬ。これは相当困難だ。そのの見通しははつきりしないと、ただ輸入を押さえる輸入を押さえるといつても相当困難ではないかといふことを申し上げておるわけでありませう。しかしこれは時間の関係もありませんから、これ以上——私の計算の基礎をこころしゅうきり申し上げて議論をしてもよろしゅうございませぬけれども、時間がありませんから、さらにその次の具体的な問題に入つてまいりたいと思ふ。

そこで、御承知のとおり八条国に移行したわけですが、そこで問題になるのは、百八十二の品目がまだ自由化されておられません。そのうち三十七品目が当面非自由化品目になつておる。あとの百四十何品目というものがいわゆる自由化品目になつておる。これはやるはずななからうと思ふが、これは非常にデリケートな問題であります。これから先の自由化して見込みというものは、大臣としてはどういうふうな考へておられるのか、この点も非常に重要な問題ですから明らかにしていただきたい。

○福田(一)国務大臣 実はあすからでございますけれども、また八品目自由化をいたしたいと思つておるわけでございます。品目が必要であれば局長から発表いたしますが、そうしますと、品目は百八十二から八つ減りますから百七十四になります。したがつてこれから自由化をしなければならぬのは百三十七であります。通産省関係の品目は五十九、農林省関係が七十二、その他ということになるわけでございます。まして、通産省としては、かなり自由化をしておる。御案内のように農業関係はいろいろの事情がありまして、これは久保田委員の専門のことで、すからおわかりと思ひますが、いろいろな事情があつてなかなかさういふかな。工業製品については今後でもできるだけ自由化をやりたいと思つております。ただ、いままでにはEFCにしても、イギリスにしてもあるいはアメリカにしろ、かなり差別待遇をいたしております。そういうふうな状況でありますので、そこら辺のところもならみながら、そ

そこで、御承知のとおり八条国に移行したわけですが、そこで問題になるのは、百八十二の品目がまだ自由化されておられません。そのうち三十七品目が当面非自由化品目になつておる。あとの百四十何品目というものがいわゆる自由化品目になつておる。これはやるはずななからうと思ふが、これは非常にデリケートな問題であります。これから先の自由化して見込みというものは、大臣としてはどういうふうな考へておられるのか、この点も非常に重要な問題ですから明らかにしていただきたい。

○福田(一)国務大臣 実はあすからでございますけれども、また八品目自由化をいたしたいと思つておるわけでございます。品目が必要であれば局長から発表いたしますが、そうしますと、品目は百八十二から八つ減りますから百七十四になります。したがつてこれから自由化をしなければならぬのは百三十七であります。通産省関係の品目は五十九、農林省関係が七十二、その他ということになるわけでございます。まして、通産省としては、かなり自由化をしておる。御案内のように農業関係はいろいろの事情がありまして、これは久保田委員の専門のことで、すからおわかりと思ひますが、いろいろな事情があつてなかなかさういふかな。工業製品については今後でもできるだけ自由化をやりたいと思つております。ただ、いままでにはEFCにしても、イギリスにしてもあるいはアメリカにしろ、かなり差別待遇をいたしております。そういうふうな状況でありますので、そこら辺のところもならみながら、そ

界も、相当大きい会社はかなり力がついでまいりましたから、いまのところでは、価格、品質等々考えてみると、もう日本の自動車は、もう一割ぐらゐ値段を下げるということであれば、大体中級のものは外車に対抗できるんじゃないかという感觸があります。しかし、全部の会社ができるかということになると、これはいろいろ問題がある。そこに、こんなことを申し上げては失礼ですが、われわれ心配して、特定産業振興法というのを出している意味もそういうところにあるので、すか、とにかくノック・ダウン方式で入ってくるということについては、自動車のみならず、いまだ自由化しておらない品目につきましては、特にそういう点を注意しなければならぬし、また、たとえ自由化しておりましたも、お話しのような技術導入問題がからんでまいります場合は、われわれとしてはやはりよく研究をした上で認可をする、こういうふうにならうかと思っております。

○久保田(豊)委員 外務省の経済局長、来ていますか。
○二階堂委員長 要求はいたしておるわけですが、まだ見えておりません。
○久保田(豊)委員 それではなるべく早く呼んでください。

そこで、通商局長に答弁できるかどうかわからぬけれども、問題の一つは、これからの日本の輸入に大きく響いてくる問題としては、御承知のとおりアメリカとE.E.C.の間に、関税一括引き下げの交渉がすでに始められておる。日本側としては、これに対してどういう見通しを持っておるのか、また態度はどうか、これらがまとまった場

合における日本の貿易全体、特に輸入に対する影響をどういうふうにするか、おるのかという問題です。これは非常に重要な問題ですから明確にしてもらいたい。

○山本(重)政府委員 関税一括引き下げ問題はたまたまガットで話が進められておりました、つい数日前ごろまで今後の関税引き下げの交渉をするためのルールをきめる会議が行なわれておりました。ただいまのところ、重要な問題についてまだアメリカとE.E.C.との間の話がきまっておられませんので、今後なお引き続いて交渉が行なわれることになっております。

その第一点は、久保田先生よく御存じのことでございますが、関税格差の問題でございます。アメリカの関税は比較的高い状態になっておりました。これは比較的低い状態になっておりましたので、現在の格差のあるままの状況で五〇％引き下げをするのでは、E.E.C.の立場からいいますとお互いに不公平である、したがって関税一括引き下げをする前に現在の格差是正をすることを考へ、こういふのがE.E.C.の強い要望でございます。その考へ方につきましてはアメリカ側も承りました。何らかの方法で調整をしましょうというにはなっておりますが、具体的にはどういう方法をとるかということについてはまだ話がついておりません。つい最近の進展では、格差があるというのはいくつかのところで判断するかどうかといふこと、二国間の関税で一方が片方の倍高い、しかもその差が一〇％以上—ダブル・テンと申しておりますが、そういう基準で格差を考へるといふことをE.E.C.のほうで言っております。

す。それに対してはアメリカのほうは、なるべく格差が存在するというケースを少なくしようということから、例外を設ける。それに対しては、たとえはいま申し上げましたような格差がある場合でも、高関税の国が低関税の国から現に相当輸入している場合、これは関税の差が若干あつても特に格差是正をする必要がないじゃないかという点。それからもう一つは、低関税国が主たるサプライヤーでない場合、第三国が主たるサプライヤーである場合は、そういう格差の規定の適用をしない方がいいじゃないか。この二点を中心とした修正案を出しております。一ころに比べますと、お互いにかなり歩み寄りを示しておりますので、この格差の問題は比較的早いうちに話がつくのではないかと見ております。

それから第二の点は、農産物の取り扱いについてでございます。この点はまだまだ話が本格的に進んでおりません。アメリカは従来から農産物をヨーロッパ、特にE.E.C.諸国に今後大量に売り込みたいという気持がかなり強うございますので、農産物も同じように扱いたいということを最初から主張しております。これに対してE.E.C.のほうでは、農産物は別だという考へ方を言っております。最近になりましてはアメリカのほうも、農産物については一括引き下げでなく、個別に引き下げの方法を検討しようという提案を非公式でございましていたしております。しかしこちらのほうは本質的に利害の対立が相当はつきりいたしておりますので、まだまだ調整には時間がかかるのではないと思ひます。

日本の立場でございますが、日本といたしましては、基本的には、関税の大幅引き下げが今回行なわれまして貿易が盛んになることは長い目で見て有利な点がございますので、できるだけ前向きで参加したいという意向は表明いたしております。しかし同時に、関税の大幅引き下げによりまして日本の産業が受ける被害を十分に検討してみなければいけませんので、日本としては今度の関税引き下げの例外品目をなるべくたくさん確保するという一番の力点を置いてこの会議に臨んでおります。日本といたしましては、国内の産業の立場、それからもう一つ日本の特殊な立場といたしまして、関係各国から差別的に輸入制限を受けておりますが、輸入制限を受けておる限りにおきましては、相手が関税を一括下げてくれまして、日本からの輸出が数量制限で縛られてしまひ、関税引き下げの恩典に浴さないということになりまして、差別を撤廃することをこの機会に強く要望いたしております。かりにもしその差別撤廃が一善にいきません場合は、残ります差別につきましてこれに相応する代償を日本としては要求する。つまりその分だけ日本は例外品目をふやすとか、関税引き下げの幅を少なくするとか、ことを主張するといふ考へ方でこの会議に臨んでおります。

昨年五月のガットの大臣会議では、具体的な交渉は五月の四日から始めることになっておりますが、しかし最近の状況から判断いたしますと、おそろくまだまだ相当延びそうでございまして、まずアメリカのほうでは、六月には関税引き下げについての具体的なオ

ファー・リストを出そうとしておりまして、アメリカが出しますと、しばらくしてまた、おそろくE.E.C.も出すのではないかと思ひます。その段階では、日本もおそろく何らかのところで、ほかの国のオファー・リストの内容もよく見ながら、日本としてのオファー・リストの準備をしなければならぬかと思ひます。具体的な交渉は、おそろく九月になっていよいよ本格的にならう、このように考へております。

○久保田(豊)委員 いろいろ詳しい説明があつたわけですが、見通しとしては、関税一括引き下げはどの程度まとまるというふうに見ておるのか。これは交渉ごとですから、いまから見通しは困難だといへばそれまでの話ですが、やはりある程度相手の出方を見て、それに合わせていくという行き方では、日本の主張は弱くなると思ひます。この見通しについてどう見ておるかという点、いまお話しのように、日本に対しては欧米が非常に輸入制限をしておるわけですから、日本としては、これとひっかけて例外品目をたくさんとるとかいうこともあろうと思ひます。これらについての見通しなり、それからもちろんその影響について具体的に検討されておることと思ひますが、これらの見通しなり何なりはどうか、これらの見通しはどうか、会議の進行状況はどうか、どの程度まとまるのか。これは全然まとまらないということもなからう、かといつて、いま出しておる問題がそのままつとまとまると思われる考へないが、どの程度まとまるのか、この点について確たる見通しを持っておる

第一類第九号 商工委員会議録第二十七号 昭和三十九年三月三十一日

九

のか、持つておらないのか、そういう観点から見て、日本として、いま出しておる交渉に対する態度をどの程度貫けるのか。場合によつたら、どの程度譲つてどういふ点をはつきり確保しなければならぬかという点を具体的に説明が願えれば願いたい。これは交渉ごとです。いまの段階ではあまりはつきり言えないといへばそれまでですが、さしつかえない範囲でその点を具体化しておくことが必要ではないかと思ひますが、どうですか。

○山本(重)政府委員 お話のように交渉ごとでございますので、なかなかこちらとこちらの見通しを立てることもむずかしい段階でございます。先生のお説のように、日本の産業に相当影響があり得る問題でございますので、私たちがいたしましては、内部でいろいろな前提を置きまして、かりにこういうことになつた場合にはどの程度の影響があるかというふうなことは従来から何回となくいろいろ検討しております。そうした点から判断いたしますと、アメリカが少なくとも当初言つておりましたように、五年間に五〇%一律に引き下げるといふようなことをいたしますとたいへんなことになりまして、その点につきましては日本としては絶対譲れない線があると思ひます。最近の進展状況は先ほど申し上げたような状況でございますので、少なくともアメリカが当初考へておつたよりはかなりいろいろな意味で留保がつき、条件がつき、緩和されたかっこうで結論が出されるのではないかと、ふうに一応考へております。しかし、これも今後の会議の進行状況でどうなるか全くわかりませんので、われわれ

としましてはその点に一番注意を払つて、この会議に臨んでおる次第でございます。

○久保田(豊)委員 日本として譲れない一線というものを一番はつきりしなければいかぬが、交渉ごとだから、いまここでこの点だけは譲れないといつても、これが結局これからの国内のいろいろな産業の国際競争力の上での一つの大きなめどになるわけですから、この譲れない一線というのはいかに点か。これは抽象的にしか言えないかもしれぬが、産業別にこの線はこうだ、この線はこうだということとはかなり業者のほうから聞いております。いまのケネディラウンドで、この点がアメリカの主張のようになればわれわれのほうはこうなるとか、いろいろなことを聞いておりますが、その譲れない一線というのをはつきり、これは具体的にいへば、いまの段階で言えないかもしれないけれども、もう少し具体的に説明ができればしてもらいたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 ただいまの進行状況から判断いたしますと、五年間で徐々に引き下げを行なうわけでございますが、一番早い場合で六六年一月から始まるということが予想されます。そつちが完了は一九七〇年になるわけでございます。したがつて、その当時の状況において日本の各産業が、また外国のほうの産業がその間にどのくらい競争力を増してくるかということも判断することになるわけでありまして、実は見通しはたいへんむずかしい、いろいろなファクターが入つてございまして、しかし一応現段階におきまして各

業種ごとに、これは通産省の中でも通商局だけでなくむしろ官房を中心にしていろいろやつていただいたりしております。しかしまだこれは内部でも、ではどの産業とどの産業は絶対例外にすべきであるとか、それからこれは引き下げ率を一般のルールよりも少なくすべきであるとか、その最終的な結論にまでいつておりません。しかし相当程度ともかく例外をたくさんにとらないと、日本の場合はあぶない、こういう感じを持つております。

○久保田(豊)委員 私はもう少し具体的に突つ込んで聞きたいが、それ以上言つても交渉ごとですから、あまりはつきり言つても困るかもしれぬから、これ以上聞きません。

そこで、これに深い連関のある最近の大きな動きとして、いわゆる低開発国を中心とする国際貿易開発会議、この問題点が御承知のとおりいろいろ出ている。これはまたガットとも非常に關係を持つわけだ。これに対する見通しは、日本政府としての態度なり——今度のああいふ大がかりな会議が簡単にうまくまとまるとは私も考へておりません。しかしそうかといつて、ガットもある程度の歩み寄りをい

ま見せつつあるようですけれども、あの低開発国の要求といふものは今後あらゆる機会に強くなつてくると思ひます。いま提案をされていくようなあの五つの議題、これがそのままとるといふことはなかなか考へられぬと思ひます。これらに対しては日本政府としてはどういふふうな見通しを持つておられるのか。あるいはこれに対して日本政府としては、新聞等に伝えられるあ

れだといふと、なるべく拘束的な決定に至らぬように、さつぱららんにいつて、そうやられては困るんだ、だからなるべく議論はかりにして実効のある結論は出ないような態度でいくんだといふようなことですが、これはまたまるとは非常に困難な会議だと思ひます。そんなにかげんなかた、いま独立した低開発国はなかなかおおいぞれというわけにはいかないと思ひます。かりに今度の国際会議で具体的な結論が出ないまでも、おそろくこの会議で示された、事務局長のプレビツシユですか、あの人の考へ方というものは、まとまる、まとまらないにかかわらず、今後低開発国の基本的な動きとして先進国に対してくるものだと思ひ、先進国がこれをどう受けるか、これはまた別問題ですが、非常に重要な問題だと思ひますが、この点については、日本政府としてはどういふ見通し、態度を持つておられるか、またこの影響はどのくらいふうに見ておられるかという点、これは実際は宮澤さんに聞かなければならぬ問題ですけれども、宮澤さんはおりませんし、通産大臣もおりませんから、あなたに聞くわけ

です。

○山本(重)政府委員 ただいまお話ししたの国連貿易開発会議は、日本にとりましてたいへん重要な意味を持つておる会議でございます。今回宮澤企画庁長官を長として日本の代表団が向こうに行かれるのにつきまして、日本がどういふ態度で臨むかということにつきましましては、実は關係各省で何回も会議をいたしました。そしてその結果、一つの日本政府の態度といふものをきめてまして行つていただいております。

ございますが、何にいたしまして、今回の会議は非常に政治的な色彩の濃い会議でございます。また各国がどういふふうに出るかが、なかなか想像できない点もございまして、代表団に対する訓令も、実は従来の普通の国際会議と違ひまして、比較的抽象的、一般的になつておりました。情勢の進展に応じて場合によれば現地で相当大幅な権限を持つて動くようにしたほうがい

いなる、そういうふうな内容のものになつております。

今回の会議にあたりましてプレビツシユ事務局長が出しました報告は、先生のいまのお話のように、おもな点は五つあるかと思ひます。

その第一は機構の問題でございます。プレビツシユ・レポートによりますと、従来のガットの機構では不十分である、新しい機構をつくるべきであるという提案をいたしておるのは御存じのとおりでございます。なお暫定的な措置として、国連貿易開発会議そのものを常設的なものにしてしばらくやつて、そしてある時期は恒常的な国際貿易機構をつくるということがその要点であらうかと思ひます。この点につきましては、各国の動きも十分に見なければなりませんけれども、日本の態度としては、従来からこういう問題はガットを中心にしてやつてまいつておりますので、現存の機構を十分に活用する方法をまず考へるべきであるという考へ方でおります。

それから第二の点は一次産品の買付け促進の問題でございます。この点につきましても、プレビツシユ報告は相当画期的な、大胆な提案をしております。日本といたしまして、この点

につぎましては、特に東南アジア、アフリカ、中近東等の各国とも貿易の面でも非常に深い関係がございます。また場合に依りますと、日本の輸出だけが非常に伸びて、向こうからあまりものを買いませんために、方々で片貿易になって問題が起きておりますが、一次産品の買付けには従来も努力してまいっておりますので、日本で考えまして適当かつ可能な範囲では、この線は日本としてもできるだけ協力してい必要があるのでないかと考えております。ただ品物によりまして、また国内の農業その他への影響等も十分に考慮しなければならぬのは当然でございます。

それから第三の問題は特恵制度の問題でございます。今後後進国が工業化を進めてまいります段階で、その製品、半製品を先進国が何とかして買ひやすいようにする。そのためには、先進国が関税制度の面におきまして、低関税からの輸入品に対してだけ特恵的に安い関税あるいは無税の制度をとる、同じ品物についてそういう差別をして低関税からの輸入を促進しようという提案でございます。この点は日本としては非常に重要な点でございます。たとえば例をとりまして、アメリカ力がかりにもしこの制度を実現いたします場合に、アメリカ力がインドから繊維製品を買ふ場合は無税であつて、日本から繊維製品を買ふ場合には一〇なり一五％税がかかることになつて、そうなりますと、特に日本の産業の中では中心的な性質のものでございますので、一番おろしを食うわけでございます。これはほんとうの仮説に基づいた計算でございますが、低関税国

がこれからつくるのであろうと思われます製品、半製品について全面的にこの制度が適用された場合に、日本の産業にどういふ影響があるかということに計算いたしてみました。それによりまして、繊維品と雑貨類で今後低関税国が工業化に乗り出そうとしておると思われますものの日本の輸出額が約十三億ドルでございます。かりに特恵制度ができて低関税国のほうが有利な扱いを受けるということになりますと、いろいろな意味で日本の輸出が影響を受けると思ひます。かりに一割影響があるといつたしますと一億三千万ドル日本の輸出が減る。それを各産業別に一応ざつと計算してみますと、雇用にいたしまして約二十五万人ぐらいの雇用に響いてくる、こういう計算も成り立つたわけでございます。したがいまして、日本としてはこの特恵制度が今度のプレビッシェ提案の中では一番注意をしなければならぬ点かと思ひております。

それから第四の点は補償融資の制度でございます。低関税国が輸出します製品は値段が非常に不安定である、それが予想以上に下がりましたような場合に、先進国のほうがそれだけ高く買つてやる、こういう制度でございます。これは財政の負担を直ちに招来するものでございまして、日本としては十分にこれは慎重に考えなければならぬ、むしろこういう制度は低関税国のためにもあまりイージーゴーイング過ぎるのではないかと考へ方をしております。それから五番目に地域統合の問題を取り上げております。低関税国が低関税国同士でまとまりまして、お互いに

その地域の中で国際分業を進展させ、そうして工業化を促進させるという構想でございます。日本の立場から見ますと、基本的方向としては決して悪いことではないと思ひます。ただこれがうつつかりいたしますと、たとえばフランスの旧植民地が固まりまして昔からのいわゆる特恵制度をまた復活するといふようなことになってきますと、これは非常に封鎖経済的な弊害を持つてまいりますので、その点は日本としてはむしろ反対をすべき点ではないか。非常に広範な報告についてのコメントでございますので、はなはだ簡単にございませうけれども、いま私たちのほうで考へておりますのは、そんなような感じでございます。

この会議の見通しでございますが、これは先ほど申し上げましたガットの会議の見通しよりもっと見通しがむずかしゅうございまして、たまたま最近外国政府から日本に求められる経済局担当の人たちに見通しをこちらから聞いてみますと、いずれもみんな、これはいつになつて結論が出るかともわからぬといふような見方をしておるようございまして、その見通しがはつきりしない点はおそらくどの国も同じではないかと思ひております。

久保田(豊)委員 この点はまたあとでも少し具体的に触れますから、その程度でやめておきます。

そこで、その次は、今度は輸出の問題をひとつ取り上げてみたいと思ひます。三十九年度の政府の輸出目標は六十二億ドル、輸入も大体輸出と同じにいく、これととんとんにいく、こういう見通しですが、これははたしてうまくいくと見ておりますかどうか、というのがおもな問題です。特に最近新開等で見ると、やはり貿易外の經常収支を赤字にするといふことは非常に困難だ、しかもこれは長期にかかると、同時に、その貿易外の經常収支の赤字を資本収支で埋めていくといふのは、結局借金の穴埋めをするのにまた借金をしていくのと大体において同じことになるわけですね。ですから、先にいけば、その元利を返すときにますますひどいことになっていくのはもうわかり切つた話だ。そこで政府も財界も最近まで盛んに輸出第一主義に徹しようといふようなことで、大体輸出目標は来年度、つまり明日から六十四億ドルないし五億ドル程度に設定をして、これを第二目標といふことにして、これの実現のために非常に骨を折らう、こういうような意見があつて、あなたの方でも近く最高輸出会議等にはかつて、こういう新しい目標を設定する。これは事実上経済見通しそのものもいわゆる目安だ。今度のものも、かりに六十五億ドルとしまつても、これは目安です。目安ですから、それがそのままいくかどうかは非常に疑問ですが、私は、こういうふうな輸出の目標を輸入よりもはるかに高くするといふことは賛成です。これをやらなければ、その企画なりその方向へのはつきりした歩みがなければ、日本の外貨問題というのが根本的に片づくことでは、先かかわらない。こういうことですから、こういう目標掲げることには、ただ目標掲げるとはわあわあやるだけではこれは実現はしないと思ひます。

そこで私、大ざっぱな話をしますと、日本の輸出構造というものは御承知のとおり大体その五〇％は軽工業品ですが、これは頭打ちです。この二年ぐらいの間ほとんど伸びていない。おそらくまた今後伸びるめどがない。日本の工業が重化学工業化すると同時に、輸出の伸びというものは重化学工業が大体において中心になってくるわけですね。これが約五〇％、そうすると、実際に政府の当初の見通しのよう、一三〇程度の伸びを今年確保している、さらに六十五億ドルということになれば一八〇程度の伸びを確保しなければならぬといふことになりまう。この大部分といふものは要するに重化学工業品の輸出を伸ばしていかなければならぬといふことになるわけですね。そうすると、いままでの日本の貿易の伸びといふものは、大部分が重化学工業品でやつてゐる。そうすると、一年間に大体において二〇％ないし三〇％以上の伸びを示さなければならぬ、こういうことです。今度さらにこれを六十五億ドルということにも新しい目標を設定するとすれば、今度は重化学工業のほうは、いままでも二〇％、三〇％以上の非常な伸びを示したものを、さらに四〇％程度の伸びといふことを続けていかなければならぬといふことになる。そうすると、世界の貿易全体の伸びが五％かそれぐらいでしよう、そうするとその八倍ないし十倍程度の伸びを重化学工業品が主として背負つてやつていかなければならぬといふことになるわけですね。これにはいろいろ問題点がありますが、その問題点についてはあとでお話ししますけれども、そういうことがいまの世界の経済情勢の中でそうたやす

くできるものではないと私は思う。これに對しては国内でどういふ体制をとるのか、あるいは對外的にどういふ体制をとるのかというのを、よほど腹をきめてかからぬとできない、目標だけは立ってでもできないと思ふのです。これに對して最初に、いろいろ具体策はありましょ、具体策については次々に開きますが、そういう具体策は抜きにして、六十二億ドルないし六十五億ドルにいまの五十五億ドル台から伸ばしていくという事ははたして可能かどうかという点をどういふふうに見ているのか。苦しまぎれに目標だけ、数字だけ上げて、みんなのしりをひっぱたいたって、それだけではいけません。やはり経済の合理性に合った一つの施策を對内的にも對外的にもとつていかざるを得ないということになる。これらの問題点についてはあとでお伺いしますから、私は、そういう新しい非常に高い目標というものが、はたして今日の段階で政府としてはできると見ておるかどうか、この点だけについてお伺いしてみたいと思ひます。

たしたいと思つております。六十二億ドルという数字は、對前年の伸び率でいきますと二一・七%の増になるわけでございます。これをつくり出すときにはいろいろ議論をいたしました、どつちかといひますとやはり先生のお話のように、相当努力を要する数字であるといふふうにはその当時考えたわけでございます。過去の趨勢を見てみますと、日本の輸出は幸いにしてかなり順調に伸びてきておりますので、もし國際的な情勢が許せば決して不可能な数字ではないけれども、しかし、どちらにしても相当努力を要する数字であるといふふうには考えております。それから輸出商品の構造が重化学工業のほうにウェイトがだんだん移つていって、この点は、まさに先生御指摘のとおりでございます。金、これは主として鉄鋼でございますが、金、及び同製品、それから機械類、この二つの品目を合わせましたも、七年前には兩者で三三%だったものが、たゞいまは四〇%ちよつとこころまでいっております。今後ともこの傾向は続くかと思ひます。逆に繊維及び同製品は、三四%から二五%に下がつております。したがひまして、重化学工業品の輸出振興には相當に力を入れていかなければならぬかと思つております。しかし、幸いなことにして國際環境はたゞいまのところ比較的明るい見通しでございます。日本の国内の輸出体制を十分に整備して、そしてさらに海外での活動を続けていくならば、決して不可能な目標ではないといふふうには考えております。

第一は、重化学工業品を中心にしてもつと輸出を伸ばしていこうというこゝとになると、これに對する、輕工業もそうですが、各國の日本品の輸入に對する規制がまだ非常に多いわけですが、ガット三十五條の援用もまだ相當ある。あるいはアメリカの自主規制、こゝろいふ点をやつていける国もある。また歐洲各國のように、やはりいろいろな点で日本品の輸入制限を實質上しておるといふところもたくさんある。特に注目すべきは、最近鉄に對するアメリカのいわゆる反ダンピング法の強化の動きが非常に強くなつていて、一州に對して、ある地方に對してだけ相當のあれをしたものも、全国的にこれをダンピングとして規制をするとか、あるいはアメリカ向けの輸出をさらにふやそうといふので工業の施設を拡大したものにひつつかけてやつていくといふようなことでもやつていくところか、こゝろいふように輸出を六十二億ドル、かりに六十五億ドルとすれば、これは實質的な点はどうか知りませんが、外國ではいやおうなしに、これは一種のダンピングと見ざるを得ないと思ふ。これは非常になつかしいところか、こゝろが今度のILOの問題等も相當問題になつてくるところかと思ふのですが、そんな問題はききょうは別といたしまして、こゝろいふ各種の輸入制限に對して日本側としては、特にアメリカの動きに對してはどういふ態度を持つておるかといふことが一番問題です。いままでの大體日本側の態度といふものは、アメリカを基本的に信用する。だから向こうで何とか善処するだろう、だからこつちもやむを得ない、自主規制その他の形でこつちも自制するから、向こうもあんまりめぢやなことをするな、こゝろいふように、ある意味で非常にわかたつたような態度でおつた。ところが、こゝろいふたりの日本の經濟貿易の合同會議等の内容を漏れ承つても、はつきりしたことばかりありませんけれども、なかなかそんな、向こうとしては甘いものじゃない。どうも日本の態度がそういう点についてき然とした、はつきりしたものを、場合によつては報復処置をとるといふくらいのは氣持を持つておらなければやれないのじゃないかといふように思ふのです。これらに對して、必ずしもすぐに報復処置をとるだけがいいことじゃありません。これは協議ができれば、できるだけ協議していくのが當然ですが、世界景氣は全体としていいと言つておられますけれども、その底にいろいろ問題がすでに出てきておる。そういう段階でいくと、こゝろいふ点についての政府の基本的態度をもう一度再検討する必要があるのではないかと。その再検討をした、はつきりした基本方針の上に立つて、交渉なり何なりはやらなくやることは當然だろうと思ふ。いままでのように基本方針がぼやぼやしておつて、口先だけ強そつたことを言つてかけ引きしてみたら一向に実績はあがつてない。ますます日本の商品に對する輸入制限が強くなる傾向が非常に強い。さつきガットの關稅一括引き下げについて、できるだけ数量制限をとつていくが、とれないものはその代償としていわゆる例外品目をよけいとするといふお話もありました。そこらの問題も一つですが、基本的にこゝろいふ輸入制限に對して、日本

としてはどういふ態度をきめていくかといふことが大事であると思ひますが、これに對してはどうですか。

○山本(重)政府委員 アメリカの日本に對する輸入制限がいろいろなかつたうで行なわれておりますことは、たゞいま久保田先生御指摘のとおりでございます。私のほうで計算をいたしてみますと、アメリカ側のほうの何らかの動きがありましたためにやむを得ず輸出規制をしておりますものは、對米輸出の中の三〇%を占めております。今回の日米團會議の席におきまして、日本側からアメリカに對して特に強く要求する問題の一つといたしまして、アメリカの對日輸入制限の問題を取り上げたような次第でございます。実は福田通産大臣が閣僚の中でも直接この担当でございますし、一番強く主張いたしました。相當先方には強烈な印象を与えたように私も列席しておりました見受けた次第でございます。そのときに、こちらから主張いたしましたのは、アメリカはしきりに自由貿易といふことを言つておられるけれども、結果において日本に對していろいろな制限を實際に行なつておる。これではアメリカの自由貿易という原則に反するといふことで、具体的な問題をいろいろ取り上げて議論をいたしたのでございします。いまお話しした鉄鋼のアンチ・ダンピング法につきましては、先方ではいまのダンピング法をさらに改正しようといふような動きもあるやに聞いておりますので、その点も先方に問いただし、そしてそれには絶対日本としては反対だといふことをはつきり向こうに申し入れをいたしました。

それから自主規制の問題も、今回は特に新しい観点から取り上げまして、日本がアメリカ側の輸入制限運動、特に業界のいろいろな動きを考へまして、やむを得ず始めました自主規制品目の中には、比較的うまくいっておつて毎年毎年かなりの数量増加を見ておるものもございまして、中にはもうそろそろやめてもいいようなものもありまして、そういうものは個別に検討をして、日本の判断でもうやめていいと思ふものは自主規制をどんどんやめますよ。その場合に、日本が自主規制をやめるからといって、アメリカ側の業界が騒がないように、また騒いでも取り上げないようにして、また騒いといふようなことも、この前申し入れた次第でございまして、なるべく日本としてはいまの不自然な対日制限をはずせるように向こう側に要求いたし、また日本側でできることは自主的に判断してはずしていきなさいと、ふうに考へておる次第でございまして。

○久保田(農)委員　そういう主張は当然しなければならぬことです。ただ問題は、主張だけで向こうが聞かなければそれっきりの話です。だから向こうのどこか痛むところをびつと一本やるだけの根性がこつちになければ、幾ら話し合ひをしても向こうが聞かなければしょうがない。結局結果はそうなるでしょう。だから私はそこが大事だと思ふのだが、この点についても、あなたに聞いたのでは無理だと思ふから、これはあとで大臣に聞きましょう。そこでその次に、大きな、特に重化学工業品の輸出をふやすために重要な問題は延べ払いの問題です。大体こと

の延べ払いのワクはどのくらいにしているのかということが第一点。それからIMFのほうで、御承知のとおり、この日本の延べ払いは輸銀というつまり国家機関のあと押しした延べ払いだ、こういうので、これに対してはいわゆる全面規制というような動きもあるやに新聞等で報道しておる。これらに対する交渉なり見直しはどうかという点がある。それからもう一点は、延べ払いで、いまは大体頭金二、三〇%、そして五年ないし六年というのが一般でしょう。ところが最近の欧米、特に欧州各国の延べ払いのやり方というのは非常に長期になつて、しかも弾力的になつておる。日本のように頭金が二〇%程度で、あとは五年ないし六年というワクでは対抗できない。こういう要件が至るところに出てきておるわけです。こういう点について日本政府としては、こういう相手側の出方に対してどういう対処策を立てておるのか、また立てようとしておるのかということ

させなければ、この点は日本としては非常に立ちおかれておる。特にアメリカのごときは、ソビエトに対しては十五年ぐらゐの長期の相互的な延べ払い協約みたいなものを結んでやつておる。またキューバに対しても、御承知のとおりトラックその他を、アメリカがあれだけ反対して頼んだにもかかわらず、いちゃらで出しておる。またフランスは中国に対して、政府間協定で、延べ払いを含んだ相当長期のプラントなり重化学製品を入れてこようとしておる。これに続いて、西ドイツはいま黙つておるが、しかし私どものほうへの情報では、近く大規模の経済使節団を中国に入れて、そうしてこの立ちおくれを一挙に解決しようといふ下心といひますか、計画を現に進めておるやにわれわれのほうでは聞いておる。それに対して日本では、やれ台湾に遠慮してみたり、アメリカに遠慮してみたり、あつちにいったりこつちにいったり、たつた一つプラントを出すのに、決定を出すまでに半年もかかる。こんなことをやつておつたんでは、とてもこれから貿易輸出第一主義の何だのといふことは、政経分離その他の政治問題は別にしまして、商売としても言えないのではないか。これらに対して、これはあなたではしゃべれないところもあるかと思ふが、ひとつできるだけの範囲で事務当局として考へておるところを述べてもらいたい。

○山本(農)政府委員　御説のように、これからの日本の輸出としては重化学工業品、特に重機械、プラント類が主になつておりますので、したがって延べ払いには今後大いに力を入れなければならぬという点はそのとおりでございます。三十九年度の延べ払いにつきましては、輸出入銀行に所要の資金手当てをいたしまして、三十九年度としては千六百億円の貸し出しワクを予定いたしております。もしこのワクがかりに足りない場合は、これよりも案件が多くなりました場合には、適宜さらに追加の資金手当てをしようといふことで、その点を大蔵省のほうと話し合ひをいたしております。次に、国際的に、延べ払いについて何か規制をするような動きがあるのではないかと、御指摘でございます。現在OECDにおきまして、信用供与についての作業部会が持たれております。いままで二回ほど会議があつたと思ひますが、ただいまの段階ではまだ具体的な規制をしようといふ話までいっておりませんので、お互いに五年をこえる延べ払いをした場合に、情報交換をしようといふ話が出ておりました。日本としては、それに積極的に参加するのがいいのかどうか、まだ政府部内で検討中の段階でございます。それから次に、延べ払い条件の問題でございますが、ただいま延べ払い条件のきめ方はいろいろふうになつております。通産省が許可をいたすわけでございますが、その場合に、大蔵省の同意が必要になつております。一つ一つの案件について同意を得る手續を省略いたしますために、包括同意という条件を内々にきめておりました。ただいまより先生がお話になりましたように、二、三〇%の頭金で五年ないし七年という程度のもは、機械の種類によつて違ひますが、大体その包括同意の中に入つておりました。通産省が適当と認めれば、通産省の一存で

できるよりにいたしております。最近では、お話のように国際的にとんどん延べ払い条件を緩和する動きがございまして、この包括同意の条件をこえる条件でないといふ国際競争に太刀打ちできない場合がだんだんふえてまいつておりますので、それにつきましては、毎週定期的な両省で連絡会をいたして、必要に応じて、そこで懸案事項を持ち寄つては決定をいたしてしております。必要によりまして、できるだけ国際情勢に合わせたいという努力をいたしてしております。

それから最後に共産圏に対する延べ払いの御質問がございました。ソ連に對しましては、通商協定もできておりました、すつかり軌道に乗つて動いておるのは御指摘のとおりでございますが、あとの中共、北朝鮮、ベトナム等につきましては、別のいろいろ政治的な配慮等もそれにかんざりましておる。ですので、いまの段階では、まだ私たちの事務レベルだけで右から左に処理することがむずかしい状況になつております。通産省の立場をいたしましては、できるだけ政経分離というたてまえで、少なくとも西欧並みの条件でなるべく実施したいという気持ちでおります。しかし問題が多くなると、外交等の関係がございまして、ほかの省との関連がございまして、その点は各省間の連絡をとりながら話し合ひをいたしておる状況でございます。

○久保田(農)委員　もう一つ、輸出増進策の一つとして、最近円借款によつて事業計画その他を認めて、これを拡大して、こういう動きがあるそうなんです、こういう点について、円借款というの、いままでインドとかパキ

スタン、それからセイロンですか、そんなところだろうと思うが、これをどういうふうにやってみるか。この効果は外貨獲得上どういう効果があるのか。売る面については、いろいろな点で非常に有利な点があると思うが、この点はどういうふうに考えて、どういう方針で今後やっていくつもりか、この点についてもひとつここで説明を願える範囲で説明してもらいたいと思

○山本(重)政府委員 たいま借借款を実施いたしておりますのはインド、パキスタン、この二カ国でございます。これは外貨の面からいいますと、いわゆるひもつき借款と申しますか、借金を与えた相手から見ますと、日本からの品物あるいは役務を買い場合だけしか使えない。いわゆるタイド、ひもつき借款という意味でございます。日本としては借金を与えるわけでもないという点で利点があるわけでございます。また同時に、相手といたしましては、ある程度まとまったものを長期に、しかも条件がほかのものに比べると有利でございますから、それだけ先方としても有利な条件になっておるわけでございます。最近の趨勢を見ますと、従来の日本のやり方のように、原則として延べ払いで、シッパーに対してそのつど借金を与えるというやり方から、相手の国あるいは相手の公団とか何かに一応ワクとして借金を与えるというやり方をだんだん加味していかなければならない状態が出てま

いておられます。たとえばメキシコの場合に、日本では、従来の方式で考え延べ払いでやろうと思いましたが、

の、向こうの電電公社が何かかと思

○久保田(豊)委員 この点もう少し突っ込んでやりたいが、時間がありま

○山本(重)政府委員 経済協力基金の資金は約百七十億でございます。その中で二月末現在では貸しつけ額が四十二億

が、一つには経済協力基金が対象に

それから韓国の経済協力の問題で

○久保田(豊)委員 時間もございませ

いまの情勢の急激な変化に合わして、

第一の問題は、輸出品目としては当

○久保田(豊)委員 時間もございませ

ども欧州です。つまり先進国同士の貿

○久保田(豊)委員 時間もございませ

○久保田(豊)委員 時間もございませ

年行き当たりばったり、そしていわゆる所得倍増計画なるものを私はこの前二回にわたって通産大臣や経企庁長官に詰め寄ってみましたけれども、数字や紙の上の文章ではある、しかし生きた計画ではない、来年はどうなるかわかりませんというやり方です。それと平仄を合わせたように、貿易そのものもいままでは行き当たりばったり、これじゃ日本のいまの貿易構造のほんとの発展、いわゆる国民経済の質の變化、構造的な變化に合ったようなものはできない、こういう点について、ただたくさん問題点がありますが、こういう基本点についての検討をすでに進めておられるのか、あるいは今後どういふふうにやっていくのか、これに対する具体的な一々の対策というものはまだ立っていないと思うが、どうなのかという点だけをお伺いしておきます。

○山本(重)政府委員 お尋ねの国際收支に関する中期計画の問題点でございますが、実は本件は、経済企画庁におきまして、所得倍増計画の検討という作業の一環といたしまして、国際收支の問題についての作業を始めております。その場合に、当然貿易の問題が一番中心になるべきはでございます。それから、これから本格的な作業に入る段階でございます。実は所得倍増計画におきましては、ちょうどいま先生御指摘のような考え方が一応入っておったのでございますけれども、必ずしも十分に検討されて、そしてそのまた実現のための実施方策等が練られていなかったらうみが率直に言っておいたかと思ひます。この際さらにこれを期間を短縮したベースで検討いたしました、さらにその実施のための措置もあ

わけて検討するということが必要であらうかと思ひます。すべて今後これらの問題でございます。具体的な点はよろしゅうございませうか。

○久保田(豊)委員 もうこれは大臣がおらぬですから、これ以上いろいろ具体的な問題を突っ込んで聞いてもしようがないですから、残余の質問を保留をしまして、一応きよりの質問はこれをもって打ち切ります。

○二階堂委員長 暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午後零時四十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

商工委員会議録第十八号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二五 三 革命政府 革命政策

三三 八 割高 割商

商工委員会議録第二十二号中正誤

ベシ段 行 誤 正

四二 四 百三 四百三

昭和三十九年四月六日印刷

昭和三十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局